

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
3	<b>議員の政治倫理</b>		
3-2	議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める	政治倫理条例で定めており、見直しを行った結果、議員の請負を定めている条文の改正を行った。	今後も左記の条例を熟読し、見直す必要はないか常に意識していく
4	<b>議会の活動原則</b>		
4-1	公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会	6-1、6-2、6-5、6-7、15-1、15-2の項目でそれぞれ検討のため省略	
4-2	大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	内容を継続的に見直し、議会の活動原則を担保する会議規則となっている	今後も内容を継続的に見直していく
4-3	委員会活動の充実強化を図る	積極的に議案の付託を受けて審査を行えるようになった	今後も引き続き、議案付託を受け議案審査及び調査研究を充実させていく
4-4	ホームページで会議の日時、議案等の事前公表	事前公表が行われており、現時点では追加するものもない	これまで通り事前公表を行う
4-5	傍聴者に議案資料等の提供	議案資料等の提供が行われており、現時点では追加するものもない	R6年度も引き続きモニターで会議資料の提供を行う
4-6	会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する	できている	これまで通り行う
4-7	傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める	傍聴に関し、必要な事項が定められており、現時点では見直す項目はない	今後も内容を継続的に見直していく

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
4-8	月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める	月に1回以上開催できており、現時点で見直す項目はない	これまで通り月に1回以上開催し、規程の内容は継続的に見直していく
4-9	1年1回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する	議会報告会での報告は、各常任委員会の活動報告を行うのみであった。	全員協議会で議会活動を見直し、議会報告会で報告する
5	<b>議員の活動原則</b>		
5-1	議員相互の自由な討議の推進	議員間討議の機会は十分とは言い難い	全員協議会や委員会で、積極的に議員間討議を行い、論点や争点を明確にしていく
6	<b>町民参加及び町民との連携</b>		
6-1	町民への情報公開、説明責任	15-1、15-2の項目とあわせて検討のため省略	
6-2	会議の公開	会議は公開されており、町民の視点に立て、関心を持たれ続ける運営ができている	今後も継続していく
6-3	参考人制度、公聴会制度等の活用	必要がなかった	必要な時には専門的な知識を得るために、積極的に制度を活用していく
6-4	請願及び陳情の審議において提案者の説明を聞く	委員会で請願提出者の説明を受けた	提案者から説明の希望があった場合や必要性がある場合は、積極的に制度を活用していく
6-5	町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る	意見聴取会は開催場所を増やし行なうことができたが、若者の参加など今後も改善が必要	意見聴取会の実施方法等の工夫や出前懇談会の周知を行うなど、多様な層の意見を聞く機会を増やし、政策提案につなげていくよう努力する

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
6-6	選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する採決態度の公表	現段階でできる限りの公表を行なっている	今後も継続していく
6-7	議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催	6-5の項目とあわせて検討のため省略	
7	<b>町長等と議会及び議員の関係</b>		
7-1	緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる	概ね論点・争点を明らかにして質疑を行なっている	今後も論点・争点を明らかにして質疑を行なうことを常に意識していく
7-3	町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一問一答方式で行う	できていた	今後も継続して行う
7-4	町長等は反問することができる（反問権）	できていた	今後も継続して行う
7-5	町長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。（反論権）	できていた	今後も継続して行う

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
8	<b>町長による政策形成過程等の説明</b>		
8-1	町長は政策等を提案するときは、形成過程の資料を提出するよう努める	概ね提出されていたが、特別会計等の資料の更なる充実が望まれる	特別会計等の資料などの更なる充実を求めていく
8-2	議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	概ねできていた	今後も論点及び争点を明らかにし、政策評価を見据えた審議を行なっていく
9	<b>予算及び決算における政策説明資料の作成</b>		
9-1	町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める	8-1の項目とあわせて検討のため省略	
9-2	町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	概ね提出されていたが、特別会計等の資料の更なる充実が望まれる	特別会計等の資料などの更なる充実を求めていく

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
10	<b>議決事件の拡大</b> 地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大	概ねできていた	今後も議決事件の拡大については常に意識するよう努める
11	<b>議員定数及び議員報酬</b>		
11-1	議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	条例で定められており、現時点で見直す項目はない	常に社会情勢を注視し、調査研究を行い議論を深めていく
11-2	上記の改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する	改正していない。	改正する場合は、参考人制度、公聴会制度を活用する。
12	<b>政務活動費</b>		
12-1	条例に基づき議員個人に交付する	できていた	今後も継続して行う
12-2	証票類を添付した報告書を提出し、町民に公開する	できていた	今後も継続して行う
13	<b>議員研修の充実強化</b>		
13-1	議会としての議員研修の実施	できていた	今後も継続して行う
14	<b>議長及び副議長志願者の所信表明</b> 所信表明の実施	所信表明の機会を設けた	機会があれば、今後も所信表明の機会を設ける
15	<b>議会広報の充実</b>		
15-1	町政に係る論点及び争点の情報周知	論点及び争点に関する情報周知の充実が必要	町民が町政に関心を持つ広報活動となるように広報のあり方の検討を行なっていく
15-2	多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動		15-1の項目とあわせて検討のため省略

## 大台町議会基本条例の検証（令和5年度）による検討課題結果

条番号	条文（要旨）	検証結果	今後の対応
16	<b>議会事務局の体制整備</b> 事務局の調査、法務機能の強化	第一法規システムや書籍を活用し、法務機能の強化に努めた。ロゴチャットなども活用し、他市町の実態調査なども行なった。	今後も事務局の調査、法務機能の強化に努めていく
17	<b>議会図書室の設置、充実及び公開</b> 町民や職員が利用できる開かれた図書室	現段階でできる範囲で行なっている	今後も議会図書室の充実に努めていく
18	<b>最高規範性</b> この条例に違反する条例等を制定してはならない	できていた	今後も基本条例に違反する条例を制定しない
19	<b>見直し手続</b>		
19-1	必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で基本条例を検討する	できていた	今後も継続して行う
19-2	改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる	改正の必要がなかった	改善が必要な場合は、適切な措置を講ずる
19-3	条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない	改正の必要がなかった	改正の際には、本会議で理由及び背景を詳しく説明する